

日本共産党倉敷市議会議員団を代表して、伊東市長に質問いたします。

質問に先立ちまして、姉妹都市クライストチャーチ市を襲った地震により被災されたみなさまに対して、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。そして、未だ安否が確認されていない方々の一刻も早い救助を願って、また今後の復興をお祈りいたします。

それでは質問に入ります。

最初に、JX 日鉱日石エネルギー㈱水島製油所ばいじん濃度記録偽装事件について質問いたします。

この事件は、JX 日鉱日石エネルギー㈱水島製油所 A 工場のばい煙発生施設 49 施設において、1980 年 2 月からこれまでの 31 年間にわたり繰り返されていた、大気汚染防止法及び岡山県、倉敷市との公害防止協定に定められた排ガス中のばいじん濃度測定のパロディです。煙突の煙を目視だけで確認し、装置を使って測定をしなかった。それにもかかわらず、実施したように装い、さらに基準値内であるとした嘘のデータを記入し、これを県及び市への報告にあてていたというものです。

これは、JX が「お詫び」の中で述べているような「不備」というものでは決してなく、法の面からも、市民の健康・安全の面からも、企業のコンプライアンス・法令順守の面からも、見過ごすことのできない非常識極まる悪質なもので、著しく社会規範を逸脱するものです。

さらに言えば、この虚偽報告は「倉敷公害訴訟」の提訴前から、1996 年の「協同して環境改善に向かおう」との和解成立後も続き、31 年間もの長きにわたり行なわれていたということです。

私自身も「倉敷公害訴訟」の支援の運動で交渉の場に参加いたしましたが、あの和解交渉の最中にも平然と偽装が行なわれており、何の反省もなかったのかと思うと憤りを禁じ得ません。

また、倉敷市公害患者と家族の会の大田映知（てるとも）会長代行もマスコミの取材に答え、「住民をだまして、嘘の報告をしていた日石のやり方は言語道断だ。虚偽報告を 30 年間も続けているのに、見過ごしてきた行政の責任はもっと重い。こんなことでは大気汚染など公害にかかわる全てのデータが信用できなくなる」と憤慨されておられます。

私ども日本共産党は、この偽装事件の実態解明と今後の防止対策を求めて、2 月 21 日に倉敷市に対して申し入れを行なうとともに、2 月 25 日には党県議団と合同で JX 日鉱日石エネルギー㈱水島製油所に立ち入り、調査を行ない、抗議と確実な再発防止対策を強く申し入れてきたところです。

何故こんなことが起こったのか、それは調査の中で JX の所長が述べた次の言葉にその原因究明の鍵が隠されていると思います。「測定をすれば人手がかかるのは事実。一人ではできないし、一か所測定に数時間はかかる」という言葉でした。ここから見えてくるのは

企業の利益追求のためには安全を後ろに追いやってもよいというモラルの低下と、コンプライアンス・法令順守に対する意識の希薄さです。けっして許されるものではありません。

そこで、事件の徹底解明と確実なる実効ある再発防止対策の確立を求めて3点質問いたします。

1点目は、今回の偽装事件は極めて悪質で重大であり、市はこの事件をどう受け止めているのか、まず、お尋ねします。

次に、当該企業に対してであります、市として再発防止対策の実施と法令順守の徹底を強く求めるべきと考えますがどうですか。

3点目は、監督者としての市の責任です。見過ごしてきた市の責任は重大であります。私どもの申し入れの趣旨も踏まえた、事件の解明と市としての再発防止対策を求めるものです。

次の質問に移ります。混乱している民主党政権の悪政・害悪から、市民の暮らしと社会保障をどう守っていくのか、という問題について質問いたします。

1点目は、「地域主権改革」で住民本位の施策は推進できるのか、市長の認識を聞きたいと思います。

昨年6月22日閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の役割を外交・防衛などに特化し、身近な福祉や教育、社会保障は地方自治体と住民が自らの判断と責任で行なえ、というものになっています。これは異常な「役割分担論」です。そもそも憲法25条は、国民の生存権を保障することは「国の責務」だと定めています。福祉や教育などの公共サービスは、国がナショナルミニマム・最低基準を決め、その実現と保障に責任を果たす。それとともに、一層充実させるための“上乘せ”を地方自治体がかかっている。国と地方自治体が二人三脚で国民生活の保障をすすめるべきものなのではありませんか。

具体的な中身としては、「義務付け・枠付けの見直し」と称し、国の責任を地方におしつけようとする内容まで含まれています。例えば、保育の最低基準で、待機児童解消のためとして、特例的に保育所の面積基準を自治体の条例に委任するとしています。これを許せば、自治体が面積基準を引き下げることもしきうなわけです。「地域主権改革」とは、あらゆる分野で国のナショナルミニマム保障への責任を投げ捨てるものといえるのではありませんか。

市長は、昨年9月議会で「地域主権改革が地方自治体の自由度を高め、地域の創意工夫を生かした住民本位の施策推進を可能にするもの」と答えましたが、国のナショナルミニマム保障がないもとで、本当に住民本位の施策を推進できるとお考えですか、市長の認識をおうかがいします。

この項の2点目は、深刻な雇用情勢をどう打開していくのか、についてお聞きします。

リーマン・ショックから2年余り、依然として労働者の深刻な状態が続いています。

総務省が2月21日に発表した2010年の労働力調査詳細集計によると、雇用者に占める非正規労働者の割合が34.3%と比較可能な2002年以降最も高くなっています。完全失業

者は 334 万人。その内失業期間が 1 年以上の人は、121 万人で同じく過去最多となっています。民間給与は、ピーク時の 1997 年からの 12 年間で年収で平均 61 万円、総額では 31 兆円も減っています。さらに、年収 200 万円以下の「働く貧困層」は 1,100 万人に達し、今春卒業予定の大学生就職内定率は、昨年 12 月 1 日現在で 68.8%と過去最悪となっています。岡山県では昨年 12 月末日で 58.9%とさらに悪い数字です。その一方で大企業の内部留保、ため込み金は 244 兆円までふくれあがり、現金、預金など手元資金だけでも 62 兆円と「空前のカネ余り」となっています。

日本共産党は、この使い道がないままため込まれている巨額な資金を、賃金引き上げ、雇用の確保に振り向け、消費を通じて市場に還流させることでこそ国内経済を活性化させる起爆剤になると考えています。

しかしながら、民主党政権は一昨年の総選挙で約束した労働者派遣法の抜本改正、有期労働の規制強化、均等待遇のルール確立などに背を向けたままです。一方、財界いいなりの 1 兆 5,000 億円の法人税 5%減税を行なおうとしています。

そこで端的に 5 点お聞きします。

まず、市長は今の深刻な雇用情勢についてどのような認識をもっているのかお尋ねします。

次に、先ほども話しましたが、大企業の内部留保 244 兆円を雇用創出に用いることこそ求められていると考えますが、どうですか。

3 点目は、雇用の確保と離職者への支援を関係機関に求めている。どのように進めていくつもりですか。

4 点目は、市が発注する事業での「官製ワーキングプア」をなくす公契約条例の制定を求めます。

公契約条例は、質の高い公共事業、公共サービスの実現のために、そこで働く労働者が人間らしく安心して生活していける労働条件を確保することを目的にしています。昨年 12 月 15 日には川崎市で可決され、国分寺、多摩、西東京、八王子、小金井各市をはじめ全国各地で検討されています。これまで、「他都市の状況、動向を注視したい」との答弁の繰り返しでありました。本市でもそろそろ、制定に向けて踏み切ってはどうか。

5 点目は、労働者派遣法の抜本改正、均等待遇のルール確立などを強力に国に求めている。答弁を求めます。

この項の 3 点目は、社会保障制度の改悪を許さず拡充を求める問題です。

最初に、国民健康保険制度について質問いたします。

日本共産党は、昨年の 10 月から市内全域で住民アンケートに取り組み、約 1,500 通の回答が寄せられました。暮らしぶりの質問の中で、7 割を超える方が「苦しくなった」と答えています。そのため「行政に優先的に取り組んでほしいもの」との問いには、「国民健康保険、介護保険の負担軽減」が最も多い答えでした。

そこで、ちなみに倉敷市の国民健康保険料を調べてみました。倉敷市国民健康保険課のホームページにモデルケースの計算例が載っています。そこでは、「所得 300 万円の 4 人家族で 469,950 円」となっています。保険料が実に所得の 16%を占める状況になっていま

す。来年度、一般会計より 6 億 8,000 万円の繰り入れを行なって、保険料率を据え置いたことは評価をするところですが、率直に言って、この状況をどう認識されていますか、まずお尋ねします。

次に、保険料値上げを防ぐため、国、県に対して交付金や補助金の増額を要望すること求めます。

次は、国保証の取り上げ、資格証明書発行の問題です。

現在、「世帯主が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、資格証明書を発行しない特別な事情とみなす」として短期被保険者証を交付する扱いをしています。この扱いを知らない方が多いのではないのでしょうか。まず、この取り扱いの周知・徹底を求めています。

先日相談を受けた方も高血圧で薬を飲まないといけないにもかかわらず、今年の 12 月で薬が切れてしまっただけからは薬なしで、しんどくなくても我慢して働きに出ているそうです。資格証明書なので 10 割負担です、病院に行けないのです。自ら受診を抑制せざるを得なくなるのです。手元に保険証がなければこうした事態がおきるわけです。重症化したらどうするのですか。納付相談の機会を得るために、ともいわれますが、それは短期被保険者証であろうと資格証明書であろうと、丁寧な案内を行えば出来るはずではありませんか。住民の命と健康を守る為の市役所で、結果として健康を脅かすことになっていることを考えてほしいと思います。

平成 22 年度は資格証明書の発行件数が、前年度の約 1.7 倍と大きく伸びています。問題ありです。当局の行なわなければならないことは、資格証明書の発行ではなくて、むしろ、なぜ保険料が払えないのか原因を突き止め、解決することではありませんか。資格証明書の発行をやめ、保険証の交付を行なうべきだと考えますがどうですか、答弁を求めます。

国民健康保険制度について最後の質問は、国保の「広域化」の問題です。民主党政権は 2018 年度を目標に国保の都道府県単位化、「広域化」を目指そうとしています。後期高齢者医療制度の広域連合の実態が示すように、都道府県単位化した場合は、保険料の値上げを抑えるための一般財源からの投入もなくなる。また、運営協議会など住民に直接対応する組織もなくなるでしょう。そうなれば、この組織は機械的な徴収と給付の機関になり、住民にとっては福祉機能の大幅な後退となり、障害となります。このように住民の声が届かない組織運営につながる国保「広域化」には日本共産党は反対であり、市としても反対を求めるものです。

次に、介護保険制度について 1 点質問いたします。

民主党政権は、このたび要支援者を介護保険サービスの対象外に追いやった改悪案を発表しました。それは要支援者から生活援助のサービスを取りあげようとするもので、許すことはできません。ホームヘルパーによる生活援助は単なる家事代行ではありません。ホームヘルパーは支援を必要とする高齢者とのコミュニケーションを取り、心身の状態を把握し、状態に応じて働きかけることにより、生きて活動する意欲を引き出す専門労働であると考えますが、当局はどう認識されていますか。また、その上にたつて、要支援者を生活援助のサービスから追い出す今回の改悪案について、どう考えていますか。

次に、保育行政について質問いたします。

民主党政権は、現在の公的保育制度を解体し、2013年度から「子ども・子育て新システム」の導入を図ろうとしています。私も度々このシステムの問題点を指摘し、実施をさせてはならないと当局に反対の意思を示すように求めてきました。当局はこれまで「国の保育制度改革の動向を注視する」と言ってきましたが、改めて以下の4点についてお尋ねいたします。

1点目は、企業の参入を促すために、指定基準の緩和で保育水準の低下の可能性が懸念されます。

2点目は、新システムでは、市町村の保育の実施義務が消滅します。市町村は「あなたの働き具合だったら、保育時間はこのくらいですよ」というように保育の量の認定だけを行なうことになります。保護者は自分でこども園を探し、直接契約をすることになるわけです。公的責任が大きく後退します。

3点目は、給付の内容が時間単位の個人給付となります。保育料は「応益負担」となり保護者は経済的な負担が大きくなります。低所得世帯の子どもがこども園を利用できなくなる可能性が出てきます。また、経営上、できるだけ手のかからない保育時間の長い子どもを入所させようとする方向に誘導され、多動な子どもや障がいのある子どもの受け入れが難しくなる恐れがあります。

4点目は、保育士の非常勤化や給与減など労働条件の悪化で保育の質の低下が懸念されます。

これでは安心して子どもを託すことができなくなるのではありませんか。「子育てするなら倉敷で」を掲げる倉敷市は「子ども・子育て新システム」にきっぱりと反対の意思を示すべきではありませんか。以上4点について、どう考えているのかお答えください。

この項の4点目は、**TPP（環太平洋経済連携協定）参加問題**についてであります。

菅直人首相は、1月24日、通常国会の市政方針演説でTPP交渉に参加するかどうか、6月を目途に判断する方針を示しました。TPPは「例外なき関税の撤廃」が大原則です。農林水産業や地域経済に重大な打撃をもたらすものととどまらず、国民の暮らしを壊し、「国のかたち」を変えてしまいかねない協定であり、日本共産党はTPP参加には断固反対であります。

TPP参加はとりわけ農業に壊滅的な打撃を与えるものとなっており、全国農協中央会をはじめ、農山漁村の現場で地方行政を担っている全国町村会も断固反対の決議をあげています。食料危機が叫ばれる中、自国の食料は自国で生産するという「食料主権」の確立は、世界の大きな流れとなっています。

しかしながら、前原誠司外務大臣は昨年10月19日の講演で「GDPで1.5%の農業が98.5%の他の産業分野を犠牲にしている」と言い放ちました。亡国者の考えです。

一方、全国町村会長藤原忠彦氏は、農文協ブックレット『TPP反対の大義』の中で、次のように述べています。「村の行政に長く携わる中で、私は、農林水産業は国民の命を支える生命産業であり、また、農山漁村は、日本の国土・自然環境を守る砦であるとともに、

伝統・文化を育む『屋根のない教室』であるとの認識に至りました。だからこそ、自由化による経済効果など単純な数字や目先の利益だけで、農林水産業を論じてはいけないと考えております」私もその通りだと思います。

そこで、この問題について市の考えをお聞きしたいと思います。

まず、第6次総合計画との関係です。第6次総合計画には「商工業・農林水産業の持続的発展を図り、産業力を強化する」とあります。TPPと両立しうるのでしょうか。目標、方針の中には、耕地面積は現状を維持する、認定農業者を増やす、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう支援をする、地産地消を進める、などが掲げられています。私はTPPに参加すれば両立は困難であると考えますが、当局はどう考えているのか見解を求めます。

次に、平成22年11月議会では、TPP参加で本市に与える影響は、「主要作物である米や乳製品に大きな影響が見込まれる」との答弁でありました。改めてお聞きしますが、TPP参加により、農業産出額、食料自給率、農家戸数、耕地面積、雇用、農業の多面的機能、関連産業や県内経済への影響はどうかお尋ねします。

質問通告の3点目は、地域経済の活性化の問題です。

まずは、農林水産業の再生・発展を求めて3点質問します。

1点目は、市街化区域農地の保全と農業経営を守る生産緑地制度の導入を求めます。

都市農業は食料の供給とともに、緑の環境保全、災害防止など都市生活に欠かせない多面的な役割を果たしています。しかしながら、そこでの営農は大変な苦勞があります。倉敷市在住の宇野忠義弘前大学名誉教授の試算によりますと、岡山県の米作では、1997年以降10a当たりの土地純収益は約3万円程度の赤字で、さらなる悪化が続いている状況であると指摘されています。さらに倉敷市の市街化区域農地の固定資産税は10a当たり平均で9万4千円、一般農地の約100倍です。すなわち市街化区域農地では10a当たり12万円以上の損失を出しながらお米を作っているわけです。

2010年3月、農林水産省は「食料・農業・農村基本計画」の中で「都市農業を守り、振興する取組を推進する」と踏み込んだ提案もされています。

市としても、都市的農業を農業振興に位置づけて取り組むことが必要ではありませんか。この見地からも、市街化区域農地の固定資産税を軽くし農業経営を守り、農地の保全と農業振興のためには、生産緑地制度は極めて有効だと思います。ぜひ倉敷市でも取り入れるべきだと考えますが、見解を求めます。これまでの議会答弁は「生産緑地制度の運用状況を注視する」でありました、ぜひ一步踏み込んでもらいたい。

2点目は、食の安全・安心や地域の農林水産業の活性化や、食育との相乗効果をも生み出す有効な取り組みである「地産地消」を総合的かつ計画的に推進するため、「地産地消推進条例」の制定を求めたいと思います。

第6次総合計画においても地産地消推進事業は、重点事業、さらに市長公約関連事業として大きく位置づけられています。お隣の総社市では、この2月議会に「地産地消推進条例」が提案されております。倉敷市においても、地産地消推進を担保する条例の制定に向かうべきではありませんか。答弁を求めます。

3点目は、漁業振興のための漁場の保全対策についてお尋ねします。

以前にナルトビエイ被害などを取り上げましたが、もともと亜熱帯の海洋にすむ魚が瀬戸内海にも現れるなどの海水温の上昇、また生活や産業活動に伴う海底ゴミなどで漁場環境の悪化が深刻化しています。漁業振興には漁場の保全対策が不可欠で、漁場の保全に一層取り組むことが必要であると考えますが、どうでしょうか。

この項の2点目は、中小企業の振興を求めて質問いたします。

昨年、政府は「中小企業憲章」を閣議決定しました。そこでは中小企業について「経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置づけ、「政府が中核になり、国の総力を挙げて」中小企業施策をすすめる、と宣言されています。倉敷市においても企業数の99.7%、雇用の83.3%を中小企業が占めています。文字通り、倉敷市でも社会の主役です。

中小企業庁が3月15日に発表した2010年10月～12月の中小企業景況調査によると、「売上指標などが悪化」と報告されています。調査対象企業のコメントの中では、「住宅関連の需要の停滞に伴い、ローコスト化の進行による下請価格の低下、一方で材料費の上昇等により利益確保が難しい状況であり、今後ますます厳しくなるのではないか」（建設業山形）との声も上がっています。

今、政治がなすべきことは中小企業の支援です。そこで、具体的な二つの提案を行ないます。

一つは、地域経済の活性化への波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度の実施を求めたいと思います。 これまでも何度も求めてまいりました。経済波及効果が抜群であるということは、各地の実施自治体で報告されています。

1月28日、菅首相は参議院本会議でわが党の市田書記局長の代表質問に答えて、「住宅市場を活性化させる観点から住宅リフォームの推進はきわめて重要だ」と答弁し、「地方公共団体による住宅リフォーム助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後とも支援していく」と述べています。政府は、有効な施策だから財源も含めてしっかり支援していくとのことですから、市はいつまでも「有効性の検証など検討しているところ」などと言わずに、実施にむけて踏み出してはどうですか。

二つ目は、中小企業地域経済振興基本条例の制定で、中小企業を文字通り社会の主役に据えるということです。 現在、倉敷市には中小企業振興条例があり、それに基づき各種施策を実施していることは承知しています。なぜ基本条例かと言いますと、それは基本条例が存在することは、本市が中小企業振興や地域経済振興に対し、意識的に取り組む決意・姿勢を内外に示すものであるからであります。この間の答弁は「中小企業振興のより一層の充実に努める」の繰り返しです。一層の充実に努めるのは当たり前のことです。だから

こそ条例の充実について具体的に提案しているわけです。答弁をもとめます。

通告の４点目は、「市長提案理由説明」の中から関連して、３点質問いたします。

まず、環境問題について地球温暖化対策実行計画（区域施策編）からお尋ねします。

私が昨年の１１月議会で指摘した、基準年度の排出量に比べ目標年度の排出量が増加する計画を立てた、ＪＦＥスチール株式会社と中国電力株式会社の排出削減計画についてです。この削減計画は「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づいて立てられているものです。

１１月議会で、市は「事業者が県へ提出している温室効果ガス排出削減計画の内容を検証し、その上で、本市の地球温暖化対策実行計画との整合がとれた排出削減の指導を行ってまいりたい」と答えましたが、市の削減目標が達成できる排出削減の指導にどう取り組むのか。今日はその点についてのみお尋ねします。

いずれにしても、２００７年度に３,９５７万３,０００トンの温室効果ガスを排出した本市の特徴は、産業部門が８１％、そのうち９割以上が水島コンビナートからの排出に示されています。削減のかぎを握るのは、この大口排出源の水島コンビナート企業であり、ここの排出を削減することが決定的である、ということを申し上げておきます。

この項の２点目は、「倉敷市行財政改革プラン ２０１１」について質問いたします。

まず、１月５日片山義博総務大臣の記者会見での発言からお尋ねします。片山総務大臣は、この会見でアウトソーシングの問題点について次のように述べています。少し長くなりますが紹介いたします。

「従来からの外部化というものを、総務省として随分進めてきました。定員削減です、総人件費の削減という意味で、アウトソースというものを進めてきました。それがやはり、コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっているということがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいという気持ちもあった」と反省の弁です。さらに、「自治体は地元の企業の皆さんに対しては、正規雇用を増やしてくださいということを働き掛けるのですけれども、当の自治体が、自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつ、アウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量に作ってしまったという、自覚と反省は必要だろうと、私は思います」と述べています。また、集中改革プランについては次の通りです。「集中改革プランという法的根拠の無い仕組みを全国に強いてきたという、これの解除です．．．以前進めてきた集中改革プランにとらわれることなく、自治体では、業務と職員とのバランスは自ら考えて、これから定数管理などをやっていただきたい。」と述べています。

公務の民営化で官製ワーキングプアを随分生み出してしまった。そして、集中改革プランを自治体に押し付けて人員削減を求めてきた。そのことへの反省が語られているわけです。

この片山総務大臣の発言について、市長は率直にどう感じておられますか。お尋ねします。

次に、人員削減先にありきの「行財政改革プラン 2001」の撤回を求めて質問いたします。

倉敷市はこの 1 月に「行財政改革プラン 2001」を策定しました。その内容は、2011 年度から 2015 年度までの 5 年間で、①業務改革、②財政構造改革、③職員・市役所改革を通じて、総額 52 億 8 千万円の行財政改革効果を生み出そうというものです。

しかし、この行革プランは、この間行なわれてきた「行革」と本質的に何ら変わらず、「業務の民営化」と「職員削減」先にありきのものになっています。

「民間委託」「民営化」では公立保育園の民営化の推進をはじめ、ライフパークへの指定管理者制度の適用などを掲げています。職員は新たに「5 年間で 200 人 (5.8%)」の削減計画です。現在、人員が不足しているケースワーカーなど保健福祉分野をはじめ増員が必要な職種・職場はあれど、削減できる分野はほとんど見当たらないのが実態です。「職員削減」は「業務の民営化」と一体のものです。

そして、正規職員が減らされる一方で、非常勤嘱託職員をはじめ臨時職員などの非正規職員がその「穴埋め」として増えています。コスト削減を理由に、片山大臣が反省を口にした官製ワーキングプアを大量に生み出しているのです。保育士をはじめ学校図書館司書など専門性と経験が必要とされる職種も非正規化が進められています。

「総合計画」基本構想では、「安心して働き続けられる就業環境と雇用体制の充実を図る」として、「非正規雇用から正規雇用に円滑に移行できる」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図る」などがうたわれています。

「総合計画」が掲げた様々な「めざすまちの姿」の実現には、それをささえるマンパワーが必要なことは言うまでもありません。

「総合計画」基本構想と「行革プラン」は整合性がとれていないのではありませんか。「行財政改革プラン 2001」の撤回を求めます。

この項の 3 点目は、倉敷駅付近連続立体交差事業について質問いたします。

今年 11 月、イトーヨーカ堂、三井アウトレットモール開業により周辺道路交通は大渋滞が予想されます。市民の日常生活が大きな影響を受けることは必至です。現在「開かずの踏切」といわれている寿町踏切の交通量、渋滞の予測はできているのですか。今回、倉敷駅付近連続立体交差事業速効対策として、寿町踏切の歩道を拡幅に関する経費が計上されています。歩道拡幅はよしとしても、道路交通円滑化の速効対策といえるのですか。

工事総額 600 億円とも 1,000 億円ともいわれている倉敷駅付近連続立体交差事業、今から事業がスタートしたと仮定しても、15 年から 20 年もの長きにわたる工事が続きます。その間、寿町踏切の抜本的な渋滞対策は取られないことになります。気の遠くなる話です。事業主体の岡山県は財政危機の状態です。鉄道高架必要不可欠論への固執をやめ、寿町踏切地下道を検討すること、そして見通しのないこの事業の見直しを図るべきではありませんか。市長の見解を求めます。

通告の5点目は、高齢者・障がい者の権利擁護活動の充実を求めて質問いたします。

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な状態になった方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方を保護し支援するのが成年後見制度です。

私は、全ての高齢者・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現のためには、成年後見制度の充実が重要な課題であると考えています。

まず、そのためにも、市として成年後見制度など権利擁護活動をどのように進めていくのか、基本的な姿勢をお尋ねします。

次に、本市の成年後見制度利用支援事業の利用条件緩和を求めて質問します。

現在、市では対象者の福祉の増進を図ることを目的に、成年後見制度の利用に係る費用を助成する成年後見制度利用支援事業を行なっています。しかし、その助成対象者は成年後見申し立てにあたり、市長申し立てで、かつ、低所得者の被後見人等の場合に限られています。例えば、親族が申し立ては行なうが、成年後見人にはなりませんよ、という場合は第三者後見となるわけですが、その際には後見人等に対する報酬の助成は行なわれません。こうした事例も実際にあることをお聞きしています。

そこで、提案なのですが、このような場合も含めて、本人または親族など市長以外が申し立てをした場合でも、低所得者の被後見人等に対しては、市長申し立てと同様、助成の対象となるように実施要綱の条件緩和を求めるものですが、どうでしょうか。

この項の最後は、権利擁護事業のより一層の推進のための体制整備の提案です。

現在、大阪市や神戸市など政令市を中心に、権利擁護事業をより一層推進していくため、成年後見支援センターの設置が進んでいます。センターでは相談業務、成年後見制度利用支援事業、市民後見人の養成と支援、広報活動、成年後見活動に関わる機関・団体等との連携などの事業進めています。

本市においても、成年後見支援センターを設置し、より一層の事業の推進をはかるべきだと考えます。答弁を求めます。

通告の6点目は、平和行政について、「核兵器廃絶・非核倉敷市宣言」の制定を求めて質問いたします。

昨年来、国連核不拡散条約 NPT 再検討会議の成功。広島平和式典への国連事務総長や核保有国政府の初めての参加など、核兵器廃絶に向けて世界は大きく動き出していることを感じています。

本市においても、伊東市長自らが「平和市長会議」への加盟、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」への賛同署名、「核兵器のない世界を」への賛同署名を行なう。また、世界平和について貢献を果たしたいとの姿勢を示すなど、すばらしいことだと思っています。市議会も、昨年6月議会で、「核兵器廃絶倉敷市宣言の制定を求める請願」を趣旨採択しています。

このように倉敷市の行政、市議会においても、核兵器廃絶に向けての合意形成が一步一步ではありますが、進んでいるのではないのでしょうか。

昨年 11 月議会で、現在の倉敷市平和都市宣言について、「この宣言には、非核という表現はないものの、その内容は核兵器の廃絶と核戦争を繰り返すまいという強い意志を表現したものである」との解釈を改めて確認した。新しい宣言については「慎重に研究したいと考えている」と答弁されています。

「核兵器廃絶・非核倉敷市宣言」の制定を改めて求めたいところですが、伊東市長も一步一步前進されています。今回は「慎重に研究する」時間を、少しお貸しすることにしませう。

今日 3 月 1 日は、57 年前、米国が太平洋マーシャル諸島ビキニ環礁で行なった水爆実験で「第五福竜丸」をはじめ多くの日本漁船の船員、マーシャル諸島の島民らが被ばくする「ビキニ事件」が起きた日であります。核兵器廃絶の誓いを新たにする日でもあり、今日を「核兵器廃絶・非核倉敷市宣言」制定に向けての決意を固める日になることを願って、要望にとどめておきます。

質問通告の最後は、教育行政についてであります。

今、学校教育現場の“荒れ”の問題は深刻です。市議会文教委員会は事態を重く見て、この間学校訪問を重ね、この問題に向き合っています。すべての子ども達に行きとどいた教育を保障するためには、それを支える教育条件の整備が必要と考えます。教育長に 4 点質問いたします。

まず、少人数学級の実施でどの子にもわかる教育を求めたいと思います。

少人数学級は「生徒一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行なえ学力向上に効果がある」「子どもたちが落ち着いて学校生活を送れる」など学習指導面でも、生活指導面でも効果があることは論を俟たないところだと思います。また、文部科学省が昨年 6 月に集計した「今後の学級編成及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」でも 8 割以上の方が、学級規模は 30 人以下が望ましいとするなど「30 人以下学級」は国民の強い要求です。

日本共産党は、小中学校の「30 人以下学級」を段階的に実施するよう国に対して求めています。倉敷市においても度々少人数学級の実施を求めてきましたが、市の見解を求めるとともに、少人数学級の実現に向けて今後どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

2 点目は、教職員の異常な「多忙化」の問題です。

学校現場が多忙化し、教職員にゆとりがなくなっていると聞いています。長時間労働が蔓延し、心身共に疲れ、病気休職者数は増大の一途です。また休職者中、精神疾患による休職の割合が年々増え、全国集計ですが 2009 年度で 63.3%となっており大変な事態です。

原因は様々だとは思いますが、岡山県においては「厳しい財政状況」を理由として、本来、正規教員でまかなわなくてはならない部分まで非正規化を進めています。これも原因の一つではないのでしょうか。非正規教員のみなさんも「勤務時間上、子どもの指導が十分

にできない」「正規と同じ仕事をして、生活が不安定」などの問題を抱えながらも一生懸命頑張っておられます。

行き過ぎた職員の非正規化の解消を県に求めることなども含めて、教職員の多忙化を解消し、ゆとりある職場づくりを行なうためにどのような取り組みを行ない、今後どのように対応していくのかお尋ねします。

次に、「子どもの貧困」の克服、就学援助の拡充を求めて質問します。

すべての国民は、教育を受ける権利を有し、義務教育は無償とする、と憲法第 26 条には国民の教育に関する権利がうたわれています。しかし現実には、文部科学省の調査でも公立小学校で年間 31 万円、中学校で 48 万円の学習費（平成 20 年度子どもの学習費調査）がかかり、経済状況の悪化に伴う所得の減少により、特に低所得者世帯への経済的負担は重くなっています。このような状況の中、子どもたちに当たり前の教育を受けさせることができるよう市としてできること、例えば就学援助制度の拡充、奨学金の拡大などが考えられます。今回、奨学金給付事業で募集枠の拡大が提案されていることは評価をするところではありますが、就学援助制度の所得要件の緩和や増額など拡充を求めたいと思います。

この項最後の質問は、子どもたちが健やかに学べる教育環境の整備、教室にエアコンの設置を求めて質問いたします。

昨年の夏の暑さは大変なものでした。7 月～9 月の 3 カ月、25℃以上の夏日を記録したのは 86 日、その内 30℃以上の真夏日は 74 日、さらに 35℃以上の日は 10 日と記録されています。8 月の月平均気温は記録が残っている 1979 年 1 月以降、観測史上最高の 29.7℃を記録し、最高気温は 36℃でありました。大変な猛暑であったわけです。

子どもたちは、この猛暑の中、学校で授業を受けていたのです。子どもたちが学校で快適に勉強できる環境とは言い難いではありませんか。文部科学省が作った基準では、夏季の教室温度は 30 度以下が望ましく、学習に集中できるのは 28～25 度とされています。教室へのエアコン設置が望まれます。

学校の全ての普通教室にエアコンを設置するには、総額で 32 億円の費用がかかるとの昨年 9 月議会での答弁でありました。しかし、こうした猛暑の夏は、地球温暖化が言われる中、この先、毎年起きてもおかしくない状況にあるのではないのでしょうか。子どもたちに健やかに学べる教育環境を提供するためにも計画的な設置を求めたいと思います。

以上であります。